官報

（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務四、五、七、九）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同六）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同八）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二〇）　四
○生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二一）　七
○肥料の登録が失効した件（同二二）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同二三）　八
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同二四）　八
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同二五）　八

〔官庁報告〕

国家試験
令和七年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　九

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、再生関係　一一
特殊法人等
税理士登録抹消関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

その他告示

○財務省告示第四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十二月一日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年一月八日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	国庫短期証券（第1347回）
2	発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5	募入決定の方法	
(1)	価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
(1)	価格競争入札発行	額面金額で3,397,590,000,000円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で902,400,000,000円
7	払込金額	
(1)	価格競争入札発行	3,392,862,516,700円
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	901,144,761,600円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年12月１日
11	発行価格	
(1)	価格競争入札発行	額面金額100円につき99円85銭５毛以上のそれぞれの応募価格
(2)	国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭９毛
12	償還期限	令和８年３月９日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額100円につき100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和７年12月１日